

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まあじ、まいわし太平洋系群及びさんま） (漁業管理課) (12・25揭示)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定の辞退の届出 (福祉指導課)	1
○保安林の指定予定の通知（4件） (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 ()	2
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の役員の退任 ()	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	4

告 示

高知県告示第816号の4

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和5年12月25日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- まあじ
現行水準

- まいわし太平洋系群

現行水準

- さんま

現行水準

高知県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第51条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第15条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第51条第1項及び生活保護法施行規則第15条の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退について次のとおり届出があった。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

辞退年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和6年1月1日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335番地3	ケアハウスつくしんぼ 南国市岡豊町中島1535 特定施設入居者生活介護

高知県告示第12号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐市浅井字中谷351の1、352、字大平353から355まで、字小谷357から360まで、361の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中谷352・字大平353から355まで・字小谷358・360・361の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、359
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第13号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町五王堂字赤潰1386の1、字西仁尾1897
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西仁尾1897（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第14号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町桑瀬字下夕切223の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

<p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字下タ切223の2(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第15号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> <p>令和6年1月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町一切字鹿ヶ谷213の18、213の19</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字鹿ヶ谷213の18・213の19(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第16号</p> <p>令和5年12月高知県告示第763号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示する</p>	<p>とともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和6年1月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町1473番地</p> <p>イ 氏名 西田 伊太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町586番地1</p> <p>イ 氏名 西田 金次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 神田 助太郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町113番屋敷</p> <p>イ 氏名 西田 久吉</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 岩坂 嘉助</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 奈比川 為次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 戎井 寿太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 島村 丑太郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 久村 時馬</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 北村 丑松</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>室戸市室戸岬町1104番地</p> <p>イ 氏名 谷口 鹿松</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 戎井 久次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 久村 十太郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 北村 直三郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 東 亀吉</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 戎井 亀次郎</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 富岡 鹿太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 松沢 虎松</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 戎井 鹿次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 木下 常之丞</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p> <p>イ 氏名 戎井 忠太郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町167番屋敷</p>
---	--	---

<p>イ 氏名 小松 久好 (23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>道脇 梅吉 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和40年4月農林省告示第472号(一に係るものに限る。)</p>
<p>イ 氏名 氏川 吉松 (24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町148番下1番屋敷</p>	<p>イ 氏名 久保 熊太郎 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第17号 吾川郡いの町小野、小川縦ノ木山、清水上分及び清水下分の各一部地区並びに高岡郡中土佐町久礼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したもので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和6年1月12日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 田中 富太郎 (25)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺1番11号</p>	<p>イ 氏名 松沢 伊勢次 (36)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2010番地イ号</p>	<p>1 調査を行った者の名称 (1) いの町 (2) 中土佐町 2 調査を行った地域及び時期 (1) 吾川郡いの町小野、小川縦ノ木山、清水上分及び清水下分の各一部 令和3年度及び令和4年度 (2) 高岡郡中土佐町久礼の一部 令和2年度から令和4年度まで</p>
<p>イ 氏名 富岡 豊年 (26)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町122番屋敷</p>	<p>イ 氏名 松沢 伊勢次 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>3 成果の名称 (1) いの町地籍図及び地籍簿 (2) 中土佐町地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 令和6年1月12日 高知県告示第18号 高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和6年1月12日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 西田 鶴吉 (27)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 富岡 富助 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名 (変更前) 高知市棧橋通四丁目12-7 とさでん交通株式会社 代表取締役社長 片岡 万知雄 (変更後) 高知市棧橋通四丁目12-7 とさでん交通株式会社</p>
<p>イ 氏名 戎井 兼之助 (28)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 富岡 駒吉 (39)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町57番屋敷</p>	
<p>イ 氏名 戎井 米松 (29)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町131番屋敷</p>	<p>イ 氏名 浜口 芳次 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町84番屋敷</p>	
<p>イ 氏名 小松 熊之助 (30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 小野 点太郎 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	
<p>イ 氏名 戎井 亀太郎 (31)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 中屋 馬吉 (42)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	
<p>イ 氏名 南 増吉 (32)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 中屋 宇三郎 (43)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	
<p>イ 氏名 北村 清太郎 (33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	<p>イ 氏名 小野 義三郎 (44)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町</p>	
<p>イ 氏名</p>	<p>イ 氏名 松沢 鹿松</p>	

代表取締役社長 樋口 毅彦

2 変更年月日
令和3年6月25日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大野土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	村田 秀作	安芸郡田野町3241番地
〃	安岡 博明	〃 〃 3262番地
〃	坂本 祐一	〃 〃 3185番地
〃	清岡 正之	〃 〃 2377番地1
〃	近森 明夫	〃 〃 3900番地3
〃	西山 市郎	安田町東島835番地
〃	中島 瑞夫	〃 〃 〃 622番地1
〃	齊藤 仁信	〃 〃 〃 441番地1
監事	加藤 英夫	〃 〃 田野町3796番地
〃	西山 精二	〃 〃 安田町東島614番地
〃	坂本 輝男	〃 〃 田野町3146番地
(就任)		
理事	村田 秀作	安芸郡田野町3241番地
〃	安岡 博明	〃 〃 3262番地
〃	坂本 祐一	〃 〃 3185番地
〃	近森 明夫	〃 〃 3900番地3
〃	中島 瑞夫	〃 〃 安田町東島622番地1
〃	西山 正純	〃 〃 〃 181番地1
〃	安岡 和志	〃 〃 安田879番地
〃	松田 央	〃 〃 田野町2716番地78
監事	加藤 英夫	〃 〃 3796番地
〃	坂本 輝男	〃 〃 3146番地
〃	桑名 良学	〃 〃 527番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和6年1月12日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	恒石 正文	南国市陣山554番地

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
福田さわ子後援会	中野 栄子	福田 佐和子	南国市大桶甲820	令5・11・10

高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	山脇義英後援会 (山脇 義英)	玉木 敏幸	森下 博道	土佐市甲原1387番地	令5・11・8
新		山脇 義英	山脇 義英	土佐市甲原1386番地1	

高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
安岡寛道後援会	坂本 啓	令5・11・7
高野光二郎榊原町後援会	吉田 尚人	令5・10・22
中山研心後援会	中山 研心	令5・11・9
福田さわ子後援会	三谷 盛稔	令5・8・26

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第102号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年12月20日に、次のとおり指示した。

令和6年1月12日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

1 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

(2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合（制限区域）

2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) A区域（天皇洲の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び
点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

（殻長の制限）

3 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、殻長3センチメートル未満のあさを採捕してはならない。

（標識の携帯）

4 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。

（報告書の提出）

5 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（採捕の承認の取消し）

6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）の規定に違反してあさを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務の取扱い）

7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。

（指示の有効期間）

8 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。